

瑞穂町防犯カメラ及び庁用自動車等ドライブレコーダーの
データ提供に関する協定書

瑞穂町（以下「甲」という。）及び警視庁福生警察署（以下「乙」という。）
は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理又は監督下にある防犯カメラ及び庁用自動車
等に設置されたドライブレコーダー（以下「防犯カメラ等」という。）に
記録されたデータ（映像、音声及び庁用自動車等の運行情報をいう。以下
同じ。）の提供に係る協力事項を定め、乙が行う事件又は事故の速やかな
処理に資することにより、安全・安心なまちづくりを推進することを目的
とする。

（協力事項）

第2条 甲は、次に掲げる場所において事件又は事故が発生し、乙から照会
があったときは、防犯カメラ等のデータの提供について、これに協力する
ものとする。

（1） 瑞穂町防犯カメラの設置及び運用管理に関する要綱（平成18年瑞
穂町告示第237号）第1条に規定する町の施設で、防犯カメラを設置
している場所

（2） 瑞穂町防犯カメラの適正な管理及び運用に関する基準（平成27年
瑞穂町告示第19号）第1条に規定する道路、広場その他公共の場所で、
防犯カメラを設置している場所

（3） 庁用自動車等が通行した道路又は沿道

2 前項の規定によるデータの提供は、刑事訴訟法（昭和23年法律第13
1号）第197条第2項及び瑞穂町防犯カメラの設置及び運用管理に関す
る要綱、瑞穂町防犯カメラの適正な管理及び運用に関する基準又は瑞穂町
庁用自動車等ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要綱（平成30
年瑞穂町告示第165号）に基づき行うものとする。

3 甲は、甲の職員及び甲が委託する業務に従事する職員等が第1項に規定
する場所における事件又は事故に関する情報を入手したときは、遅滞なく
警視庁に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第3条 甲及び乙の職員は、この協定の運用に際して取り扱うデータに含ま
れる保有個人情報（瑞穂町個人情報保護条例（平成15年条例第3号）第
2条第3号に規定する保有個人情報をいう。）を正当な理由なく、この協
定の運用に必要な範囲を超えて利用し、又は外部に提供してはならない。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項が生じた場合又はこの協定に疑義が生
じた場合には、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

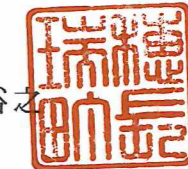
この協定の成立を証するため、甲と乙は、この協定書を2通作成し、双方
記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年9月6日

甲 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

瑞穂町

瑞穂町長 杉浦 裕之



乙 東京都福生市加美平3丁目25番地

警視庁福生警察署

署長 三枝 司佳

